

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第5号

令和3年新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会において議決された令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項及び新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第17号）第15条第1項の規定に基づき告示する。

令和3年2月9日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸



記

令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 号

令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 6 9, 6 3 0, 5 8 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2 款保険給付費の各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 9 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		47,062,084
	1 市 町 村 負 担 金	47,062,084
2 国 庫 支 出 金		90,451,798
	1 国 庫 負 担 金	64,728,907
	2 国 庫 補 助 金	25,722,891
3 県 支 出 金		22,236,785
	1 県 負 担 金	22,236,785
4 支 払 基 金 交 付 金		107,495,721
	1 支 払 基 金 交 付 金	107,495,721
5 特別高額医療費共同事業交 付金		89,004
	1 特別高額医療費共同事業交 付金	89,004
6 財 産 収 入		19
	1 財 産 運 用 収 入	19
7 繰 入 金		1,947,061
	1 一 般 会 計 繰 入 金	956,976
	2 基 金 繰 入 金	990,085
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		348,112
	1 預 金 利 子	1,297
	2 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑 入	346,813
歳 入 合 計		269,630,586

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,064,619
	1 総 務 管 理 費	1,064,619
2 保 険 給 付 費		267,330,416
	1 療 養 諸 費	256,858,063
	2 高 額 療 養 諸 費	9,309,403
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,162,950
3 県財政安定化基金拠出金		100,094
	1 県財政安定化基金拠出金	100,094
4 特別高額医療費共同事業拠出金		89,188
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	89,188
5 保 健 事 業 費		995,467
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	995,467
6 諸 支 出 金		30,302
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	30,301
	2 延 滞 金	1
7 公 債 費		20,000
	1 公 債 費	20,000
8 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		269,630,586